

# 基金だより

Vol. 58

平成17年5月25日

発行／東日本硝子業厚生年金基金

## CONTENTS

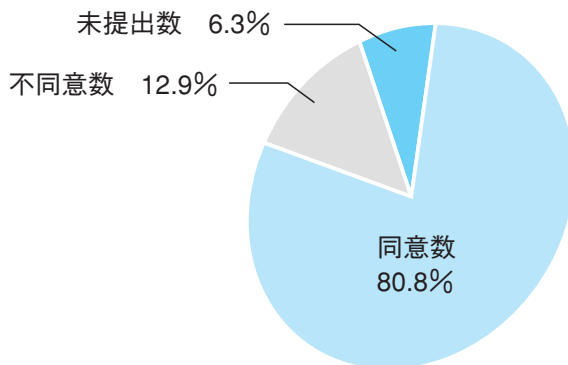
<b>特集</b>	給付減額の同意について	1
	基金掛金率が4月から変更になりました	5
	個人情報保護管理規程を制定しました	6
<b>事業状況</b>	平成17年度事業計画及び予算のお知らせ	2
<b>解説</b>	基金に関する主な年金改正事項	7
<b>事業統計</b>	主要事業事項の傾向・年金資産額と運用利回り	8

## 給付減額の同意についてご協力いただき、ありがとうございました

当基金の上乗せ部分の給付減額について、加入員の皆様に同意書のご提出をお願いしておりましたが、お陰様で全加入員の80%以上のご同意をいただくことができました。その結果、全加入員の3分の2の同意という条件を満たしましたので、給付減額に必要な所要の規約改正を行いました。

この規約改正により、平成17年4月1日からは、基金の退職年金の給付乗率については、従来の2.1805/1000から1.09025/1000に変更されました。なお、今回の給付減額では、平成17年4月1日前に受給権を得ている年金受給者の方については対象となりません。

■ 給付減額に対する加入員の同意割合  
(平成17年1月31日現在)



### 規約変更前

### 規約変更後

基金から支給	上乗せ部分 2.1805/1000	→	上乗せ部分1.09025/1000
	代行部分 (報酬比例年金)		代行部分 (報酬比例年金)
	物価スライド分等		物価スライド分等
	老齢基礎年金		老齢基礎年金
国から支給			

上乗せ部分の生年月日別の給付乗率

生年月日	男子	女子
昭和28年4月1日以前	1000分の0.7	1000分の0.7
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	1000分の0.76181	1000分の0.7
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	1000分の0.83069	1000分の0.7
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	1000分の0.90748	1000分の0.7
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	1000分の0.90748	1000分の0.76181
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	1000分の0.99358	1000分の0.76181
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	1000分の0.99358	1000分の0.83069
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	1000分の1.09025	1000分の0.83069
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	1000分の1.09025	1000分の0.90748
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	1000分の1.09025	1000分の0.99358
昭和41年4月2日以降	1000分の1.09025	1000分の1.09025

基金の退職年金＝平均報酬標準給与月額×生年月日別の給付乗率×加入員期間(月数)＋代行部分の年金額

# 平成17年度事業計画及び予算のお知らせ

平成17年度の事業計画及び予算は、去る2月9日に開催された第84回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

## 報告事項

- 報告第1号 平成16年度の事業状況
- 報告第2号 年金資産の運用状況
- 報告第3号 理事長専決処分による規約変更等
- 報告第4号 給付減額に係る同意書の回収状況

## 議案事項

- 議案第1号 資産運用の見直し
- 議案第2号 資産の評価方法の変更
- 議案第3号 保養所の廃止

- 議案第4号 規約・規程の変更
  - 1. 免除保険料率の改定に伴う規約の一部変更
  - 2. 給付減額に伴う規約及び規程の一部変更
  - 3. 任意脱退に伴う規約の一部変更
  - 4. 法改正に伴う規約の一部変更
  - 5. 事業運営の変更に伴う規約・規程の一部変更
  - 6. 個人情報保護法施行に伴う規程設定・変更
- 議案第5号 平成17年度事業計画
- 議案第6号 平成17年度予算

## 平成17年度事業計画

厚生年金基金の事業運営については、マイナス運用からの脱却模様や年金制度改正による財政中立化の実現などにより、その環境は明るくなってきた感があります。しかし、当基金の年金財政は、多大な不足金を抱えるとともに、成熟度の高騰や加入員数の減少などにより、財政負担は限界状況にあり、給付減額の実施及び財政の中立化以降においても、

なお厳しいものがあります。

このようなことから、平成16年の年金制度改正事項を含め、固定的な業務の円滑・適正な処理に努めるとともに、事業実施内容の分析・改善に心がけることはもとより、特に年金資産の運用にあたっては、常により効率的な運用が図られるよう十分に配慮し、財政の健全化に資することとします。

## 重点事項

1. 年金制度改正事項の円滑な実施並びに今後施行事項への適切な対応
2. 年金資産の効率的運用
3. 給付減額と特別掛金の段階的引上げに対する的確な実施と対応

## 資産の評価方法の変更

年金資産の評価については、運用の短期的な変動をカバーし掛金の安定性を図る観点により、数理的評価（収益差平滑化方式）を導入してきましたが、長期的な視点に立った運用における財政の健全

性と透明性を確保することとし、時価評価の方式に変更することとします。

なお、時価評価への変更は、平成16年度決算からとします。

## 保養施設（箱根「みやぎの山荘」）運営の廃止

箱根「みやぎの山荘」の運営については、利用率の大幅な低下及び加入員の低利用率実態とその低下の状況にあり、今後の利用率の向上への期待と加入員等への還元効果は薄いものと思われま

す。

これらを勘案し、箱根「みやぎの山荘」の運営については、早期に廃止することとし、実益の小さな事業主負担の増大を避けることが適切であると思われま

す。また、年間3,600万円に及ぶ運営費用負担については、その財源としている業務会計からの繰入れ及び福祉施設安定化資金の取崩しの限度が迫っている状況にあり、運営の継続にあたっては新たな掛金

このため、箱根「みやぎの山荘」の運営は、平成17年度中までとし、同年度中に財政運営委員会にて廃止に関する検討を行うこととします。

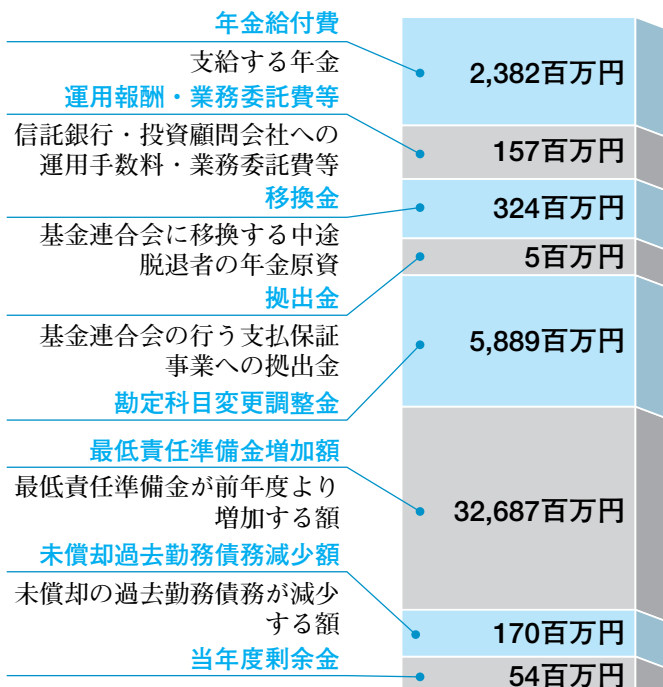
# 年金経理

年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

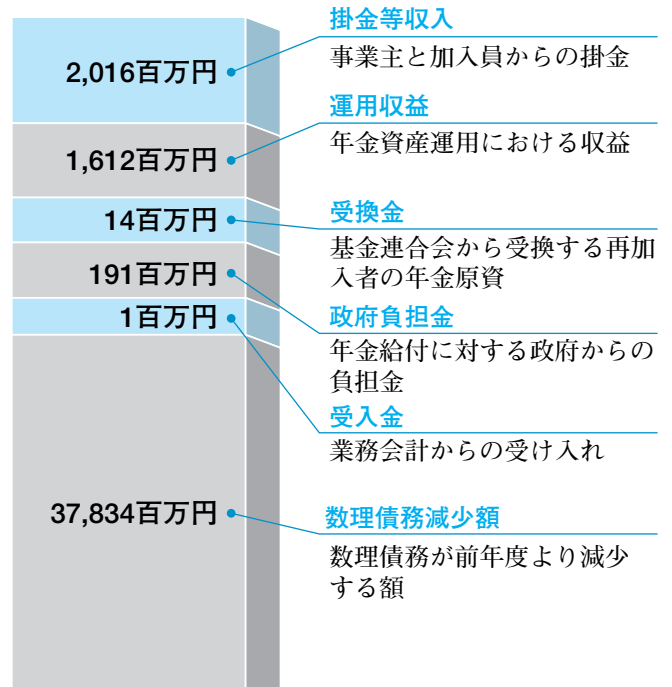
## ●平成17年度の収支状況（予定損益計算書）

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

### 費用勘定 41,668百万円



### 収益勘定 41,668百万円



## ●資産と負債の状況（予定貸借対照表）

### 資産勘定 41,710百万円

年金資産	31,415百万円
信託資産	30,765百万円
預貯金等	650百万円
未償却過去勤務債務残高	10,295百万円

### 負債勘定 41,710百万円

給付債務	38,642百万円
数理債務	5,955百万円
最低責任準備金	32,687百万円
支払備金等	1,024百万円
別途積立金	1,990百万円
当年度剰余金	54百万円

（平成18年3月31日現在）

## 資産運用状況報告（速報）

（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

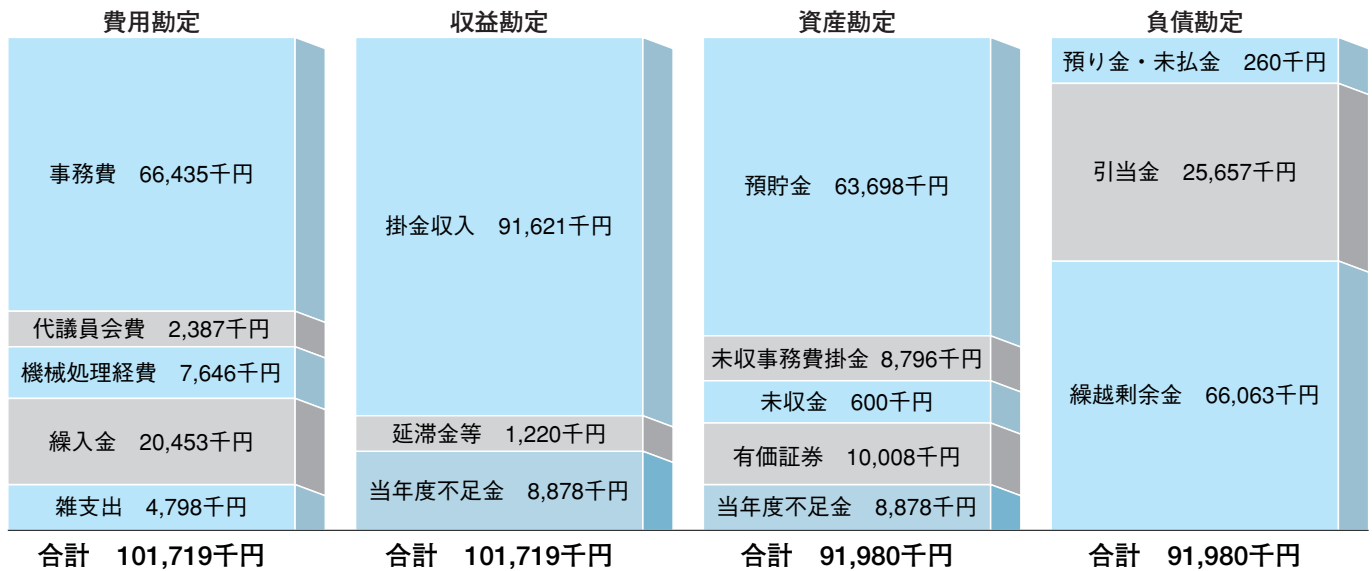
	期末時価資産額	評価損益額	修正総合利回り
信託銀行（5行）	2,068,183万円	93,135万円	3.09%
投資顧問会社（6社）	875,145万円	89,683万円	7.14%
合計	2,943,328万円	182,818万円	4.19%

## 業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。  
今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

予定貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

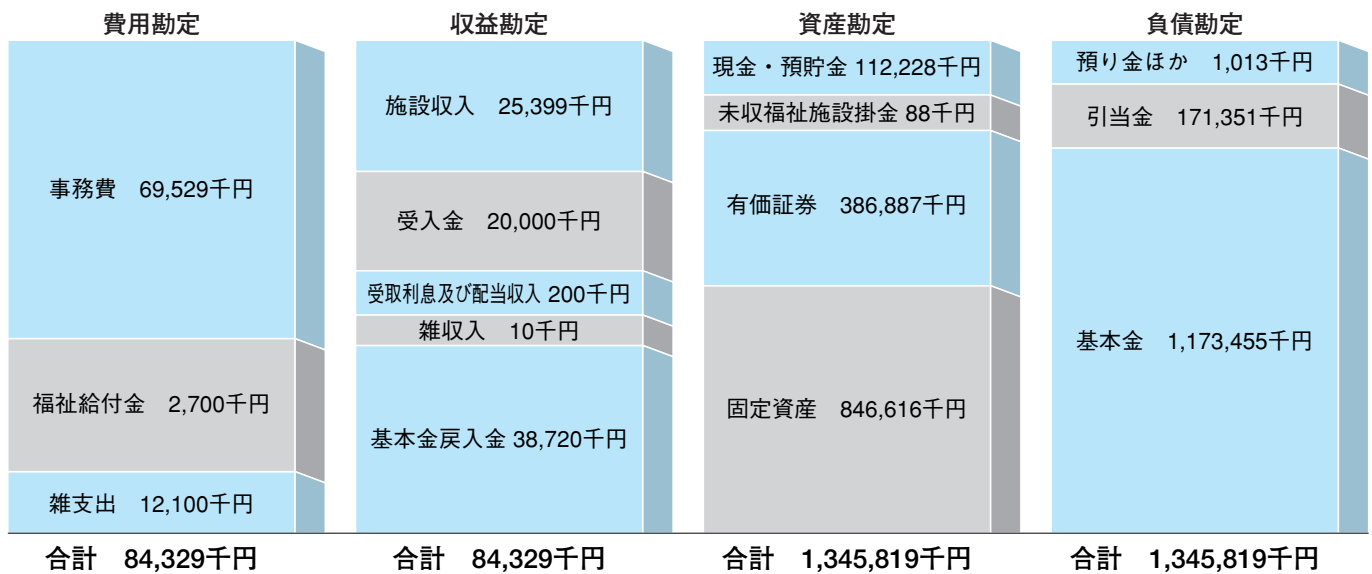


## 業務経理・福祉施設会計

みやぎの山荘や種々の福祉事業を行う会計です。  
業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

予定貸借対照表 (平成18年3月31日現在)



## みんなで育てよう私たちの基金

高齢化社会を迎え、厚生年金保険を補完する厚生年金基金の役割は一層重要なものとなっています。厚生年金基金は規模が大きくなるほどスケールメリットが活かされ、給付の充実や福祉施設事業の拡大を可能にします。皆さんのお仲間で、まだ基金に加入していない会社がありましたら、ご説明に参りますのでよろしくお願い致します。



# 基金掛金率が4月から変更になりました

当基金の掛金率が、本年4月分から変更になりました。これは、基金の免除保険料率の変更（2.8%→3.8%）や繰越不足金解消のための特別掛金率の引上げ（1.4%→2.1%）によるものです。

掛金引上げは計1.7%となりますが、特別掛金の引上げについては、掛金引上げを抑制するために給付減額を行ったため、上乗せ部分の掛金率が0.4%引き下がり、全体の掛金率の引上げは1.3%になります。

ただし、免除保険料はもともと厚生年金保険料の一部であり、免除保険料の引上げ（1.0%）分だけ、厚生年金保険料は引き下がりました。免除保険料の変更は、厚生年金保険料を国と基金に分けて納付

する割合の変更であり、事業主や加入員（従業員）の負担が増えるものではありません。このため、国への保険料及び基金の掛金の実質的な引上げは0.3%（事業主負担）になります。

## ■新旧掛金（保険料）率表

	平成17年3月まで		平成17年4月から	
	加入員	事業主	加入員	事業主
基本掛金率	1.4%	2.1%	1.9%	2.2%
うち免除保険料率	1.4%	1.4%	1.9%	1.9%
特別掛金率*	—	1.4%	—	2.1%
事務費掛金率	—	0.3%	—	0.3%
厚生年金保険料率	5.567%	5.567%	5.067%	5.067%
合計	6.967%	9.367%	6.967%	9.667%

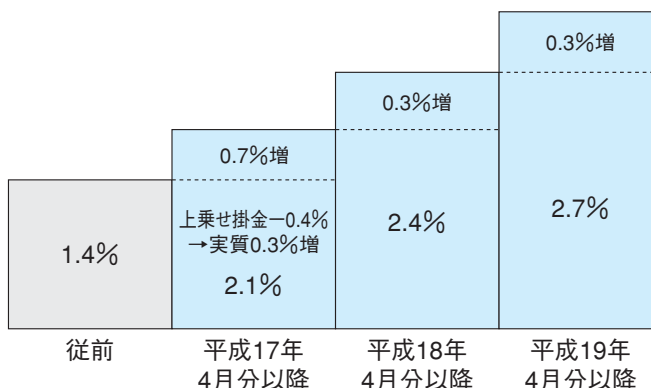
※特別掛金率は段階的引上げ

## 特別掛金の引上げについて

特別掛金は、年金資産の積立不足を解消するため、基本掛金とは別に20年償却による掛金率を特別に設定しています。従来の特別掛金率は1.4%でしたが、運用環境の悪化等による多額の不足金を解消するためには、さらに1.4%の特別掛金の引上げが必要となりました。

ただし、給付減額に伴い、上乗せ部分の掛金率を0.4%引き下げ、特別掛金の引上げを0.8%（段階的引上げにより0.9%）まで抑制することとなりました。また、0.8%の引上げについても急激な負担増を緩和するため、3年度間（0.3%ずつ）での引上げにて実施することとなりました。

## ■特別掛金の引上げ内容



※平成17年4月分以降の特別掛金率は0.7%の引上げとなっていますが、上乗せ部分の掛金率の引下げ分（0.4%）を差し引きし、実質的引上げ率は0.3%です。

## 資産運用方法の見直しについて

年金資産の運用方法の実態ならびに平成16年の厚生年金保険法の改正による財政の中立化の実現なども踏まえ、より効率的な資産運用を図るため、資産運用についての見直しを行いました。資産運用方法の見直しにより、平成17年4月より右記の体制で年金資産の運用にあたっています。

運用機関	シェア率	資産配分				
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他
りそな信託	43%	46%	16%	14%	12%	12%
みずほ信託	10%	100%	—	—	—	—
UFJ信託	10%	100%	—	—	—	—
東京海上アセット	5%	100%	—	—	—	—
三井アセット信託	6%	—	100%	—	—	—
シュローダー	6%	—	100%	—	—	—
大和住銀	6%	—	100%	—	—	—
三菱信託	2%	—	—	100%	—	—
パークレイズ	6%	—	—	—	100%	—
ニッセイアセット	6%	—	—	—	100%	—

平成17年4月スタート

# 個人情報保護管理規程を制定しました

平成17年4月から個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が全面施行されました。個人情報は、その性質上いったん誤った取り扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあることから、個人の権利や利益を保護するこ

とを目的に個人情報保護法が定められたものです。当基金においても、加入員、年金受給待期者及び受給者の個人情報の漏洩・滅失・毀損等を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的として「個人情報保護管理規程」を制定しました。

## 個人情報とは

氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。個人の身体・財産・社会的地位・身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体になって特定の個人を識別できるものであれば個人情報にあたります。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報にあたります。

## ■法令・ガイドラインにより個人情報取扱事業者に求められる概要

- 1 個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的に必要な範囲内において取り扱う
- 2 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知または公表等をする
- 3 利用目的に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める
- 4 個人データの漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じ、従業者や委託先に対し必要かつ適切な監督を行う
- 5 あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者へ個人データの提供を行わない
- 6 保有個人データについては、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行う
- 7 本人から苦情などがあった場合は、適切かつ迅速な処理に努め、そのために必要な体制を整備する

## ■当基金における個人情報の取り扱いについて

基金の個人情報保護に対する取り組み姿勢を明確にし、対外的に周知するひとつの手段として個人情報保護管理規程等を制定し、基金の広報誌等に掲載、または基

金の窓口へ備え付けることにより、個人情報の利用目的等を公表することとします。

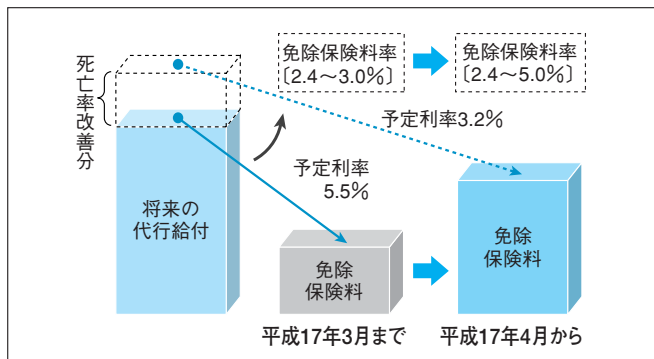
個人情報取扱事業者の名称	東日本硝子業厚生年金基金
個人データの利用目的	<ul style="list-style-type: none"><li>●加入員に関する記録の管理</li><li>●年金給付の管理</li><li>●裁定請求書の送付</li><li>●現況届及び支払通知書の送付</li><li>●会報誌の送付</li><li>●福利に寄与することが期待できる事業を行う者への提供</li></ul> 利用目的：資料送付宛名の記載 提供項目：住所及び氏名 提供方法：事業責任者への帳票手交
個人データの開示等の請求手続	●加入員記録等の事業主への提供 利用目的：加入員の資格、報酬または掛金に関する管理または届出に係る適正化及び効率化並びに加入員の給付に関する相談に係る利便及び的確化を図るための資料 提供項目：加入員の記録、掛金または給付に関する項目 提供方法：事業主への送付または送信 ※事業者への提供を希望されない場合は、基金までご連絡ください。
個人情報に関する苦情・相談	申出先：〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6 東日本硝子業厚生年金基金 提出時の記載事項：開示内容、住所、氏名及び電話番号 本人確認のための添付書類：加入員証の写し (代理人による請求の場合：本人の委任状、代理人の身分証明書) 手数料：実費
	面談：当基金事務所 手紙：上記申出先所在地・名称あて 電話：03-3633-6445 FAX：03-3633-7125 電子メール：info@glskkn.com ※面談及び電話による受付時間は、就業時間内です。

## ● 基金に関する主な年金改正事項 ●

平成16年の年金制度改正により、国の年金制度改正に伴い、老齢厚生年金の一部を代行する厚生年金基金についても制度改正が行われました。以下、平成17年4月から実施された基金に関する主な改正内容をご説明します。

### ● 免除保険料率の変更 ●

これまで基金が国から預かる免除保険料の率は、加入員の年齢構成等により厚生年金保険料率のうち2.4～3.0%の間で決められていました。厚生年金保険料の引上げに伴い、基金の免除保険料についても凍結が解除されることになりました。基金の免除保険料率は、直近の平均寿命や厚生年金本体の予定利率（3.2%）に基づいて見直され、2.4～5.0%の間で設定されることになり、当基金の免除保険料率は、従来の2.8%から3.8%に変更されました。



### ● 最低責任準備金の見直し ●

前回の年金制度改正時に厚生年金保険料が凍結されたことに伴い、基金が解散や代行返上を行う際に国へ返上が必要となる最低責任準備金についても凍結が行われました。凍結期間中の最低責任準備金については過去法※によって算出されていましたが、今後も引き続き最低責任準備金を算出する方法に過去法が採用されることとなりました。このため、基金の資産運用において、厚生年金本体の運用利回りを確保すれば、利差損は発生しないことになります。

※過去法…凍結前の最低責任準備金額に凍結後の免除保険料等の収入を加え代行給付等の支出を差し引き、厚生年金本体の実績運用利回りを付利する方法。

### ● 過去期間代行給付現価にかかる政府の負担金 ●

予定利率や死亡率の見直しにより過去加入期間の給付債務が増大するため、これに対応し厚生年金本体から一定の範囲で基金へ財源手当が行われるしくみが導入されます。具体的には最低責任準備金が過去期間の代行給付現価の1/2を下回った場合は、過去期間の代行給付現価の1/2と最低責任準備金の差額の1/5が各年度に交付されます。また、最低責任準備金が過去期間

の代行給付現価の1/4を下回った場合は、過去期間の代行給付現価の1/2と最低責任準備金の差額の全額が一括で交付されます。

### 60歳代前半の在職老齢年金の2割支給停止が廃止

これまで60歳以上65歳未満で在職している年金受給者は、年金額が一律2割支給停止されていましたが、この2割支給停止が廃止されました。その結果、年金額と総報酬月額相当額※の合計額が28万円以下の場合には、年金額が全額支給され、28万円を超える場合には年金額が調整されることとなります。基金の年金についても、国と同様に2割支給停止が廃止されました。なお、基金の年金は、国の年金が少しでも支給されていれば支給されます。

※総報酬月額相当額…その月の給与（標準報酬月額）とその月以前1年間の賞与（標準賞与額）を12月で割った額の合計額。

### 年金制度による育児支援措置が拡充

#### 育児休業等期間中の保険料免除措置が延長

これまで1歳未満の子を養育する被保険者が対象とされていた育児休業中の厚生年金保険料の免除について、対象者が3歳未満の子を養育する被保険者となりました。基金の代行給付に要する掛金についても、同様に免除されます。

#### 育児期間における標準報酬月額の特例

3歳未満の子を養育している被保険者が勤務時間の短縮等の措置を受けながら働く場合、申し出により子の養育開始前の標準報酬月額と同じ標準報酬月額であるとみなす特例措置が設けられました。基金の標準給与月額についても同様の取り扱いとなります。なお、保険料（掛金）は実際の標準報酬（給与）月額に基づいて納めることとなります。

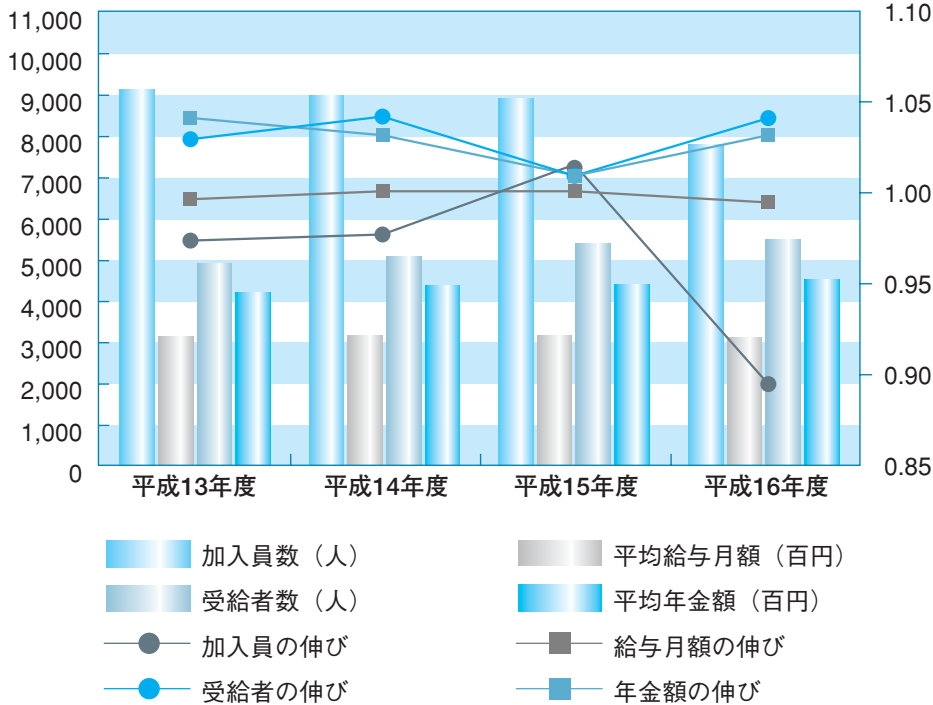
#### 育児休業等終了時改定の導入

育児休業等を終了したときに、3歳未満の子を養育する被保険者から申し出があった場合は、育児休業等の終了日の翌日に属する月以後3カ月の報酬に基づき、標準報酬月額の改定が行われます。基金の標準給与月額についても同様の取り扱いとなります。

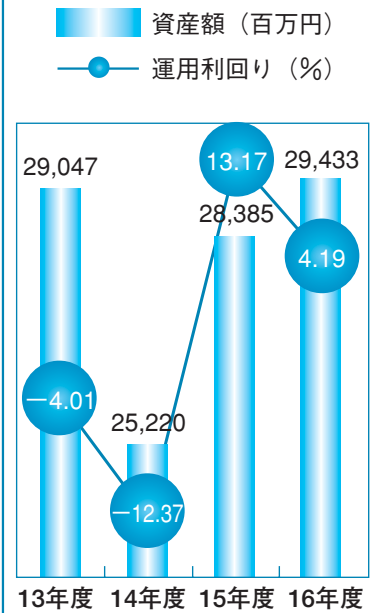
# 事業統計

年金受給者数、平均年金額の増加、加入員数の減少により、さらに成熟度が上昇

## 主要事業事項の傾向



## 年金資産額と運用利回り



行楽シーズン到来。

おいしい料理とゆったり温泉！

皆様のお越しをお待ちしております

### 箱根「みやぎの山荘」

- 申込は基金事務局まで  
TEL 03-3633-6445
- 受付は利用する月の2カ月前の1日から  
(年末年始10月1日、抽選となります)
- ホームページで空き状況も確認できます

利用料金

	平日利用	休前日
加入員	5,300円	5,500円
一般	5,800円	6,000円

※加入員及び年金受給者の皆様に長らくご愛顧いただいた、箱根「みやぎの山荘」は、平成17年度をもって閉館する予定となりました。

「年金はいくらもらえるの?」「在職年金はどうなるの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

## 年金相談コーナー

来所、電話、ファックス、手紙、

当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com

## ガラス基金ホームページ

アクセスは

<http://www.glskkn.com/>

開設内容

- 当基金の事業内容、予算、決算
- 年金相談 (24時間受付)
- 箱根「みやぎの山荘」空室状況etc

